

指定介護老人福祉施設入所基準

1/6 分類番号 8A-C004-001
制定 2007/09/01
改訂 2025/04/01 09 版
主管部門 特別養護老人ホームヴィラ鳳凰

1. 目的

本基準は、入所決定過程の透明性・公平性を確保する為に必要な入所の手続きや判断基準を定めた京都府指定介護老人福祉施設入所指針に従い、入所決定の適切な運用に資することを目的とする。

2. 入所の対象となる者

入所の対象となるものは、要介護3～5と認定されたもの及び、要介護1又は要介護2であって特例入所の要件に該当する者とする。特例入所の要件に該当することの判定に際しては、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることに關し、以下の事情を考慮すること。

- ① 認知症であるものであって、日常生活に支障をきたすような症状、行動や意志疎通の困難さが頻繁にみられること。
- ② 知的障害、精神障害等を伴い、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁にみられること。
- ③ 家族等による深刻な虐待が疑われる等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。
- ④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

3. 入所の申込

(1) 申込方法

入所申込者及び家族等は、原則として介護支援専門員を通じて施設入所申込書（宇治市共通）により行うこととする。要介護1又は2の入所申込者の特例入所が認められる場合には、以下のような取り扱いにより、入所判定が行われるまでの間に施設と入所申込者の介護保険の保険者である市町村（以下「保険者市町村」という。）との間で情報の共有を行うこと。なお、施設と保険者市町村との間での必要な情報共有等が行われるのであれば、以下の取扱いと異なる手続きとすることを妨げるものではない。

- ① 施設は、入所申込者に対して、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由について、その理由などの必要な情報の記載を入所申し込みに当たって求めること。
- ② この場合において、施設は、保険者市町村に対して報告を行うとともに、当該入所申込者が特例入所対象者に該当するか否かを判断するに当たって適宜その意見を求めること。
- ③ ②の求めを受けた場合において、保険者市町村は、地域の居宅サービスや生活支援などの提供体制に関する状況や、担当の介護支援専門員からの居宅における生活の困難度の聴取の内容も踏まえ、施設に対して適宜意見を表明できるものとする。

(2) 施設の説明

入所申込書を受け付ける際に、原則として入所申込者及び家族等と面接を行い、心身の状況や

指定介護老人福祉施設入所基準

2/6 分類番号 8A-C004-001
制定 2007/09/01
改訂 2025/04/01 09 版
主管部門 特別養護老人ホームヴィラ鳳凰

病歴等の把握に努めるとともに、入所順位の決定方法について説明を行うこととする。

(3) 入所受付簿の管理

申込書を受理した場合は、入所受付簿にその内容を記載して管理しなければならない。また、辞退や削除等の事由が生じた場合にはその内容を記録しなければならない。

4. 入所決定の手続き

(1) 入所検討委員会

施設は入所の決定に係る事務を処理するために、合議制の入所検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置するものとする。

(2) 委員構成

委員会は、施設長、医師、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員、管理栄養士、機能訓練指導員にて構成する。

(3) 委員会の開催

委員会は、施設長が招集し、原則として毎月 1 回開催するものとする。

その際、要介護 1 又は要介護 2 の入所申込者の特例入所が認められる場合には、必要に応じて「介護の必要の程度」や「家族の状況」等について、改めて保険者市町村に意見を求めることが望ましい。

ただし、緊急を要する場合は随時開催できるものとする。

(4) 入所決定

委員会は、入所選考者名簿を調整するとともに、これに基づいて入所の決定を行う。

(5) 再評価

委員会は、入所申込者及びその家族等から、入所申込時と心身の状況等の変化があった旨の申し出があった場合には、直近の委員会において再評価を行うものとする。

(6) 議事録

委員会は、協議の内容（3の（1）③及び4の（3）の保険者市町村の意見を含む）を記載した議事録を作成し、5年間保管するとともに、京都府又は市町村から求められた場合には、これを提出するものとする。

(7) 個人情報保護

委員は、知り得た入所申込者及びその家族等に関する個人情報を漏らしてはならない。また、委員を退任した後も同様とする。

(8) 説明責任

施設は、入所申込者及びその家族等から入所の判定等に関する説明を求められた場合には、原則として当該入所希望者にかかる入所の判定等に関する情報を開示するものとする。

(9) その他

施設は、複数の施設を申し込んでいた入所申込者が入所することとなった場合には、当該施設への入所の旨を入所決定者から他の施設に連絡させるものとする。

指定介護老人福祉施設入所基準

3/6 分類番号 8A-C004-001
制定 2007/09/01
改訂 2025/04/01 09 版
主管部門 特別養護老人ホームヴィラ鳳凰

5. 入所の必要性を評価する基準

(1) 入所順位の評価基準

次の項目について、それぞれ別表により点数化し、合計点数の高い順に優先順位を決定する。

- ① 要介護度・日常生活自立度
- ② 介護保険サービス等の利用状況
- ③ 介護者の状況
- ④ 入所待機期間の状況
- ⑤ 特記事項

認知症による顕著な周辺症状、認知症診断を受けている、医療的処置の状況、住居環境、介護保険による施設サービスの利用状況、入所待機期間等において、特に施設入所を考慮すべき状況がある場合は、委員会において、その状況を勘案の上で判断する。

なお、①～⑤の合計点数が同じものについては、年齢の高い順に、優先順位を決定する。

(2) 施設の状況による入所者決定の調整

施設における適切な処遇及び運営を図る上で、次の項目などを勘案して入所者の決定を調整する。

① 性別

現入所者の状況を勘案して、性別により入所決定を調整する。

② 地域性

地域や家族との結びつきを重視した施設運営を図る為、宇治市若しくは近隣市町村に居住している者又は家族等が居住しているものを優先する。

(3) 特別な事由による優先入所

次に掲げる場合においては、委員会の審議によらず施設長の判断により入所者を決定することができる。

① 長期入院後に再入所する場合

入所者が入院治療の必要が生じて病院に入院し、概ね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、退院後円滑に入所できるように計画的にベッドを確保するとともに、入院が3ヶ月を超えた場合についても、入所者の対象となる者であって、在宅生活が困難と認められるなど、状況に応じて再入所を優先することができる。

② 緊急性等が認められる場合

市町村から、老人福祉法第11条第1項第2号の規定による措置入所依頼があった場合、又は、事故や災害の発生等の事情により、入所希望者の生命身体の安全確保の観点から施設入所が必要と判断した場合には優先することができる。

6. 入所辞退者の取扱い

入所の意思を確認したにもかかわらず、申込者の都合により一時辞退があった場合は、施設の判断により、その辞退理由を勘案して順位を繰り下げることが出来る。

指定介護老人福祉施設入 所基準

4/6 分類番号 8A-C004-001
制定 2007/09/01
改訂 2025/04/01 09 版
主管部門 特別養護老人ホームヴィラ鳳凰

7. 適正運用

- (1) 施設は、この基準に基づき、適正に入所の決定を行うものとする。
- (2) 施設は、この基準を公表するとともに、入所申込者に対してその内容を説明するものとする。
- (3) 施設は、この基準を京都府及び宇治市に提出するものとする。

8. その他

- (1) 本入所に関する基準の適用は、平成18年12月1日からとする。
- (2) 本入所に関する基準の適用は、平成23年4月1日から改正施行する。
- (3) 本入所に関する基準の適用は、平成24年4月1日から改正施行する。
- (4) 本入所に関する基準の適用は、平成26年4月1日から改正施行する。
- (5) 本入所に関する基準の適用は、平成27年4月1日から改正施行する。
- (6) 本入所に関する基準の適用は、平成30年4月1日から改正施行する。
- (7) 本入所に関する基準の適用は、2019年4月1日から改正施行する。
- (8) 本入所に関する基準の適用は、2021年4月1日から改正施行する。
- (9) 本入所に関する基準の適用は、2025年4月1日から改正施行する。

指定介護老人福祉施設入所基準

5/6 分類番号 8A-C004-001
制定 2007/09/01
改訂 2025/04/01 09 版
主管部門 特別養護老人ホームヴィラ鳳凰

別表 入所順位の評価基準

① 要介護度・日常生活自立度（30点）

区 分		日常生活自立度					
		M	Ⅳ	Ⅲ	Ⅱ	I	自立
要介護度	5	30	30	30	26	26	24
	4	30	30	28	24	22	20
	3	28	28	26	24	20	20
	2	20	20	18	14	10	6
	1	10	8	8	4	2	0

※ 日常生活自立度：要介護認定の二次判定の際に用いられる認知症高齢者自立度

② 介護保険サービス等の利用状況（10点）

介護保険サービス等 利 用 状 況	居宅サービスの利用が20%未満	0
	居宅サービスの利用が20%～60%未満	4
	医療機関	4
	介護老人保健施設に入所中	6
	居宅サービスの利用が60%～80%未満	8
	居宅サービスの利用が80%以上またはグループホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス含む）等に入所中	10

③ 介護者の状況（30点）

身寄りがない等介護する者がいない場合	30
介護する者がいる場合（以下の該当しうる項目の合計、但し最高25点とする）	
別居親族等（注1）による介護協力者が近隣（同一市区町村）にいる。	5
別居親族等による介護者がいるが、遠方の為日常的な介護は望めない。	10
近隣者等による介護協力者がいる。または、同居の老老介護である。	10
主たる介護者が病気、虚弱、障害等により介護が困難である。	15
主たる介護者が育児、看病、申込者以外の介護等により十分な介護が困難である。	15
主たる介護者が就業により、十分な介護が困難である。	15

（注1）親族とは、配偶者または一親等の親族をいう。

指定介護老人福祉施設入所基準

6/6 分類番号 8A-C004-001
制定 2007/09/01
改訂 2025/04/01 09 版
主管部門 特別養護老人ホームヴィラ鳳凰

④ 入所待機期間の状況（10点）

入所待機期間の状況	入所待機期間が半年以上1年未満	2
	入所待機期間が1年以上1年半未満	4
	入所待機期間が1年半以上2年未満	6
	入所待機期間が2年以上2年半未満	8
	入所待機期間が2年半以上	10

⑤ 特記事項（20点）

特記事項	認知症の診断がある。 （アルツハイマー型認知症、前頭側頭型認知症、 レビー小体型認知症、脳血管性認知症）	5点
	自傷行為、不潔行為、常時の徘徊等、在宅生活が 困難と認められる認知症の周辺症状がある。	該当数 1個・・・5点 2個・・・10点 3個・・・15点 4個以上・・・20点
	特養以外の介護保険施設等（注2）に入所している が退所を迫られている。	
	急激な身体状況の変化、悪化などにより在宅生活 が困難な状態である。	
	介護保険の利用限度を超過して自費負担が発生し ている、入所施設の支払いが困難である等、経済 的に支障をきたしている。	
	自宅が老朽化している等、生活や介護上の住環境 に問題がある。	
	その他、上記以外に在宅生活の継続が困難と認め られる場合。	

（注2）介護保険施設等とは老人保健施設、介護療養型、介護医療院、軽費老人ホーム（ケアハウス）、グループホーム、特定入所者施設をいう。